

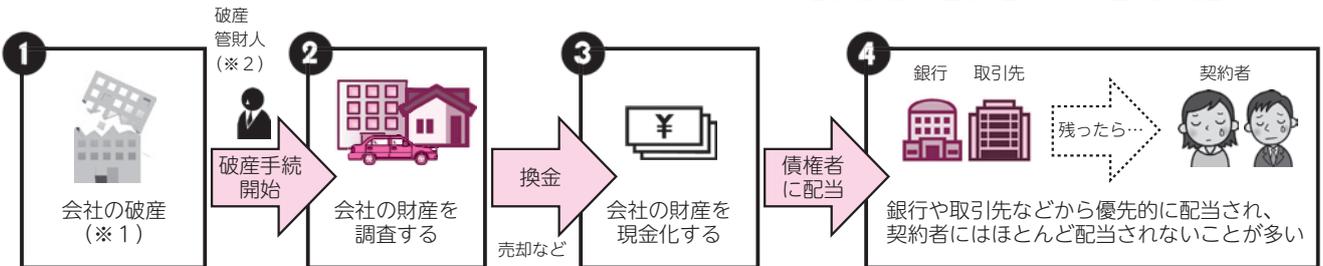


脱毛エステ、脱毛クリニックの契約トラブルに注意！

昨年、大手と言われる脱毛エステや数多くの会社が、相次いで倒産しました。国民生活センターの統計によると、2023年の脱毛エステに関する相談は10,009件で、そのうち倒産にともなう契約トラブルについては4,657件と全体の約半分を占めています。トラブルにあった時、これから契約する時のそれぞれ注意すべき点について解説します。

もし、契約中の会社が倒産したら…

※1：債務超過や支払不能になり経営が困難になった会社が裁判所に申し立てることによって会社の精算を行う
※2：破産した会社の財産を管理・処分・配当する弁護士



ケース1 代金を前払いしたが、施術をすべて受けられていない場合

- 優先的な支払いから行われるため、ほとんど配当(返金)は期待できない。

ケース2 クレジットカードで分割払いを利用した場合

- クレジットカード会社に未払いがある段階で会社が倒産した場合、未施術分の支払いを拒むためには、クレジットカード会社へ申し出る必要がある。

勝手に支払いを止めると延滞、滞納の扱いになるおそれがあるため注意！

営業を引き継ぐという事業者が現れ、追加の費用を支払えば継続して施術が受けられると説明される場合があります。しかし、元の事業者との契約内容をすべて引き継ぐわけではありません。もし、引き続き契約をする場合は、契約条件(施術内容等)について説明を受け、よく理解してから契約しましょう。

お手伝いできることがあります！
まずは消費生活センターにご相談ください！



～脱毛の契約トラブルにあわないために！～

脱毛エステ、脱毛クリニックに関する相談は、美容に対して関心を持ち始める10～20代の若者からの相談がほとんどで、契約に不慣れな方が多いと考えられています。脱毛は長期間かつ高額な契約となる場合が多いため、周囲の方と相談し、慎重に判断しましょう。また、契約するにあたって次のことに気をつけましょう！

その場で契約・施術をしない

美容目的の施術の多くは、緊急性がありません。「今日契約・施術すれば割引」など契約をせかされたり、希望していない施術を勧められたりする場合は要注意です。



施術前にリスクや副作用をよく理解する

施術前のカウンセリングでは、術中の痛みの程度、起こりうる症状等、またその後の保証について説明してもらい、よく理解することが重要です。



「〇年通い放題」といったコースは中途解約や精算の際にトラブルになるケースが多い

お得だと思われるコースですが、契約内容が複雑なことが多いです。有償の期間や回数、中途解約に関する事など理解できるまで確認しましょう。



支払い方法は慎重に決断を！

支払い方法は全額前払いや分割払い、つど払いなどさまざまです。自身の支払い能力や中途解約する可能性も想定し、検討しましょう。



【相談日】毎週月～金曜日(祝日、12月29日～1月3日除く) 午前10時～正午、午後1時～4時

【場所】消費生活センター(市役所別館4階 48番窓口)

【電話】463-1111(内線2256)

契約に関するトラブル(商品の定期購入、賃貸借物件の退去トラブルなど)、壺感商法、多重債務などの相談を受け付けています。

